**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２６８号）**

**〔　授業アンケート実施状況調査回答票部分公開決定異議申立事案　〕**

**（答申日：平成２８年９月５日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件異議申立てに係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙記載の回答項目（３４）及び（３５）並びに（４０）から（６０）までについて、それぞれ対象となる学校が校種別で１校である場合を除いて、公開すべきである。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く。

また、本件異議申立てに係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙記載の回答項目（３６）から（３９）について、公開すべきである。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く。

さらに、別紙記載の回答項目のうち、各府立学校及び各市町村教育委員会が回答していないことから本件対象情報としなかった設問及び回答欄についても、当該情報を本件対象情報として特定し、公開又は非公開の判断を行うべきである。

実施機関のその余の判断は妥当である。

**第二　異議申立ての経過**

１　平成２６年８月１８日、異議申立人は、実施機関に対して、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、「大阪府教育委員会が２０１４年３月に行った「平成２５年度『教職員の評価・育成システム』授業アンケート実施に関する状況調査」（以下「本件調査」という。）に対しての各府立学校及び各市町村教育委員会の回答」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　２　平成２６年９月１６日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書について（１）の文書を特定し、（２）ア及びイのとおり、非公開とする部分を特定して部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、それら非公開とする部分について、条例第１３条の規定により、非公開の理由を（３）のとおり付して異議申立人へ通知した。

　　（１）本件請求に対応する行政文書

　　　　　各府立学校及び各市町村教育委員会からの平成２５年度「教職員の評価・育成システム」授業アンケート実施に関する状況調査回答票

　　（２）非公開とする部分

　　　　ア　府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中、（１）から（３３）までの網掛け部分

　　　　イ　市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中、（３４）から（６０）までの網掛け部分及び田尻町の小学校、太子町・河南町・千早赤阪村・忠岡町・田尻町・岬町の中学校、東大阪市・岸和田市の高等学校、八尾市の支援学校については、（３６）及び（３８）の「該当する教員の人数」及び「合計」欄

　　（３）公開しない理由

　　　　ア　条例第８条第１項第４号に該当する。

　　　　イ　上記非公開部分中（４）、（６）、（１０）、（１２）、（１５）から（１９）まで、（２１）、（２２）、（２６）から（３０）まで、（３２）、（３３）、（３７）、（３９）、（４２）から（４６）まで、（４８）、（４９）、（５３）から（５７）まで、（５９）及び（６０）のうち、個人が識別され得る情報については、条例第９条第１号に該当する。

３　異議申立人は、本件決定を不服として、平成２６年１１月１４日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

**第三 異議申立ての趣旨**

本件決定のうち、「大阪府教育委員会が２０１４年３月に行った本件調査に対しての各府立学校及び各市町村教育委員会の回答」の公開に対して、「（別添１）（添付省略）１．公開しないことと決定した部分（「別添２」及び「別添３」（添付省略）の網掛け部分）」を「（別添１）（添付省略）２．公開しない理由」で、非公開とした部分を取り消す、との決定を求める。

**第四　異議申立人の主張要旨**

異議申立人の主張は概ね以下のとおりである。

１　異議申立書における主張

　　　本件決定は、条例第８条第１項第４号及び第９条第１号該当を理由に非公開としているが、異議申立てに係る処分は、以下に述べるように条例の趣旨に反して不当である。

　　　本件授業アンケートは、周知のように２０１２年３月に制定された大阪府職員基本条例第４５条により教員を第１５条の「職員の人事評価は相対評価」を適用除外するとの規定、及び大阪府立学校条例第１９条の教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うが、授業を行う者の評価は授業に関する評価を含めて行い、その評価は生徒または保護者による評価を踏まえるとの規定により実施されている。教員の相対評価を主張する橋下徹府知事（当時、その後大阪市長）、大阪維新の会と府教育委員会の絶対評価継続との取引材料として生徒又は保護者による授業アンケートが導入されたのである。そして勤務成績の評定は教員の処遇（昇進、昇給・勤務手当）に反映される。即ち本件授業アンケートは、子どもや保護者を処遇に反映する教員評価に参加させるもので、このような教員評価は他府県には見られない。２０１２年度には府立学校２０校をモデル校として、また他の府立学校、小・中学校で試行的に授業アンケートが実施された。２０１３年度から教員評価に関連する本格実施となり、本件調査はこれにかかわるものである。

　　　言うまでもなく学校における教員と子どもは「教え、教えられる」関係にある。学校教育は、教職員集団はもとより子どもや保護者を含む学校関係者によってつくられる共同の営みである。そこに、本件授業アンケートのように子ども・保護者が処遇に反映する評価の担い手として組み込まれると、子ども・保護者と教員の間に「評価する―される」という関係が持ち込まれる。しかもそれが待遇を決定するという権力的性格を持つことによって、教員と子ども・保護者の間に共同的な信頼関係を作るのを困難にするなど学校教育に重大な影響を与える。

　　　実際、導入に際して影響を危惧する保護者や校長から多くの不安や反対の声が上がり、問題点も指摘された。府教育委員会が行った２０１２年度の授業アンケート実施調査には、保護者から「見ていない授業を評価できない」、「先生の名前をあげて成績をつけるようなやり方には反対です」、「子どもと先生の信頼関係を壊す危険性があり賛同できない」、また校長からは「信頼性に欠け曖味さが残る集計結果を保護者に返すことには相当の疑問がある」「先生の好き嫌いや教科の好き嫌いで判断していると思われるケースがあり、授業力の評価として疑問がある」、「授業アンケートの結果と授業の実態との間に差があり、授業力を分析する指標にならない」などなど（添付資料イ　参照）（添付省略）。しかし、府教育委員会はこれらを押し切り、中学校の保護者を生徒に変更するなどの部分的な手直しで本格実施に踏み切ったのである。２０１３年度１回目の授業アンケートが終わった時期の高校教員へのアンケートでも、授業アンケートの評価や給与反映に９割の人が納得できないなど、不信、不満、反対の声が渦巻いていた（添付資料ウ　参照）（添付省略）。

これだけ多くの不安や不満、問題点等が保護者や教職員、校長、市町村教育委員会から指摘されているのであるから、子ども・生徒や教員の教育活動そして教員と子ども・保護者との信頼関係への影響等の全面的な調査、検証が必要なことは当然としても、授業アンケートの評価としての妥当性が十二分に検討されなければならない。子ども・保護者の授業アンケートを集計した段階から総合評価にいたるまでの各プロセスでの授業アンケート結果の判定や評価への反映などについての状況調査が行われ、全面的にその結果が公開されて授業力の評価としての妥当性などを、授業力アンケートにかかわった子どもや保護者を交えた府民の中で検証する必要がある。

本件調査はこれに関わるものとして捉えることができる。しかし、今回の部分公開されたものから判明するのは、評価にかかわるものでは授業アンケートの集計結果からトンプソン検定を任意の項目で実施し、３段階（特段に高い、標準、特段に低い）の判定している学校が高校で全体の約２/３、支援学校は無く、小・中学校では堺市、大阪市を含めた場合２割強（１４６３校中３３０校）であること、高校はこれだけであること。小・中学校はそれに加えて、トンプソン検定で特段に高い又は特段に低いと判定された教員の人数である。高校も小・中学校もトンプソン検定を実施していない学校については、基礎的調査項目（授業アンケートの実施回数、配布・回収枚数、回収率、府の作成集計ソフトの使用・不使用、集計に要した延べ時間）が公開されているだけである。その実施していない理由は非公開とされ、実質上全部非開示といってもよいような部分公開であり、これでは検証のしようもない。

　　　一方で、府教育委員会は、本件調査を基に「授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証について」（添付資料エ　参照）（添付省略）を１４年８月に作成し、公開している。それは検証としては、極めて不十分である。それは〔１〕「『授業アンケートの結果の判定』の状況」として、「『特段に高い』と判定した場合が『特段に低い』とした割合より３倍」、「校種ごとの判定状況にも差異が認められる」としている。これは検証とは言えない。次に〔２〕「『授業アンケートの判定結果を踏まえた教員評価』の状況」では、授業アンケートの結果が「特段に低い」と判定された場合が、特段に高いとの判定に比べ、教員評価との相関性が弱いとしているが、挙げられている「主な理由」からでは、そうではないのに「特段に低い」との判定を行ったケースが多いようにうかがえるが、これだけから判断するのは難しく、検証されているとは言いがたい。府民が検証できるように本件調査結果の全部公開が必要である。

　　　以上のように、本件決定は「府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。」（条例前文）に伴い、府が情報公開し府民の中で検証を行い、授業アンケート実施による影響の傷口が大きくならない段階で、その継続実施の当否の議論が行われるようにするべきところ、実質的に全部を非公開としたことは不当であり、本件決定を取り消し、全部公開すべきである。

２　反論書における主張

（１）処遇に反映する教員評価への府民の関わりの強化と府民への説明責任

　　　２０１３年度からの「『教職員の評価・育成システム』（以下この項において「システム」という。）に組み込まれた授業アンケート」（以下この項において「授業アンケート」という。）の実施は、処遇に反映する教員評価に保護者、生徒を直接巻き込み、それまでの「システム」とは大きく異なる制度となった。しかも、「授業アンケート」の導入時には、保護者をはじめ多くの府民から疑問や不安、反対の声が実施機関に届けられている。「授業アンケート」を導入すること自体に反対して、アンケートへの回答を拒否する旨、校長に申し入れた保護者も存在している。それゆえ、実施機関には、「授業アンケート」の検証内容及び結果について、保護者・府民に対して詳細かつ明確に説明を行う責任がある。

　　　実施機関は、本件調査のまとめとして「授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証について」（平成２６年８月１１日付、添付書類エ、以下この項において「検証について」という。）（添付省略）を作成し、これを「踏まえた」ものとして「教職員の評価・育成システムの改定について」(以下この項において「改定」という。添付書類オ) （添付省略）を昨年１２月の教育委員会会議に報告し、会議での承認を受けている。その結果、２０１５年４月から、改定されたシステムの本実施が決定された。

　　　改定された「システム」は、これまで各教職員の「授業力」評価は校長の裁量と判断において行うことを本旨としていた内容の事実上の変更を伴うものとなっている。「授業アンケート」結果の判定方法と判定基準に機械的な基準を設け、「授業アンケート」で示された各教職員の「平均点数」の高低と「授業力」評価の高低を相関させるような制度変更である。これにより、改定された「システム」は、「授業力」評価を行う校長の裁量権は著しく狭められ、生徒・保護者の行った「授業アンケート」結果がより強く影響することになり、生徒・保護者の教員評価への関わりが一層強くなっている。

　　　「授業アンケート」、「システム」に関わる状況の変化は、実施機関が府民への説明責任を果たすことを強く求めている。本件調査結果を利用して「授業アンケート」結果の判定から教員評価へどのようにつながっていくかの検証できるように、そして今回の「改定」により「授業アンケート」が多くの保護者が危惧した方向に行くことはないかなど、議論を行えるように実施機関は全部公開することが必要である。

しかし、「授業アンケート」が実施された以降も、実施機関の「授業アンケート」や「システム」に関しての情報公開請求への対応は、本件と同様に、条例の趣旨に反し、府民への説明責任が全うされるようにはなっていない。

（２）実施機関の主張する理由への反論

　　ア　第５の３（１）ア（府立学校）、イ（市町村教委）の各（ア）について

（ア）では、府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった理由、及びそれを実施しなかった場合の授業アンケートの判定方法について、非公開とする理由の主張が述べられている。

　　　　しかし、実施機関が、改定「システム」において「授業アンケート」結果の判定方法としてトンプソン検定を用いることを指定し、検定結果の判定基準も機械的に決定して２０１５年４月から府下公立小・中・高・支援学校の全校で一律に実施することとしている。

　　　　したがって、２０１３年度のトンプソン検定に関わって、それを実施しなかった理由及び実施しなかった場合の判定方法を公開することにより、今後校長が「他からの批判を恐れてトンプソン検定を実施しない理由を率直に記述することを躊躇する」「おそれ」を根拠とすることには全く根拠がない。また、各府立学校長の具体的な判断基準が記載されており、教員がその判断基準について知ることは、むしろ校長による「教職員の評価・育成」にとって積極的な要素であると考えられるが、公表することによって「教員がそのことのみを満たそうとする」ので弊害が生じるとする実施機関の主張は、「評価・育成システム」の意義について自らが主張している内容と矛盾するものである。

　　イ　条例第８条第１項第４号「府の機関又は・・・に関する情報であって、公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するとして、実施機関が非開示を決定した四つの理由について、以下の通り反論する。

　　（ア）主に判定結果あるいは評価結果に該当する人数を非公開とする理由について

　　　　ａ　実施機関の、「情報を公にすると、各府立学校において（各市町村の校種単位で、又は市町村立学校ごとに）『特段に高い』、『標準』、『特段に低い』と判定した人数が分かり、授業アンケートの判定結果を各府立学校の（各市町村の校種毎の教育の、又は市町村立学校の）良し悪しとして誤解されるおそれがある」（第５の３（１）ア（府立学校）（イ）、他に（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、イ（市町村教委）（イ）、他に（エ）、（キ）との主張について

　　　　　【反論】

大公審答申第２１２号［評価・育成システム］の平成２０・２１年度評価総括表部分公開決定異議申立事案］（答申日平成２４年２月２９日）において、「府立高校（全日制）における平成２０年度、２１年度の『評価育成システム』の総合評価の各学校ごとのＳ・Ａ・Ｂの評価分布（人数・％）（全教職員・退職者を含む）」（＝０８、０９年度の職員の評価総括表のデータ）非公開取り消しの申立に対する「４　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について（２）条例第８条第１項第４号該当性について」には、以下のように記述されている。

同答申は、条例第８条第１項第４号該当性については「該当する」とし、「公開しないことができるもの」と結論づけた。しかし、「但し書き」があり、実施機関が非開示の理由とする内容の一つが以下の通り失当であるとした。

「なお、実施機関は、『学校ごとの評価分布の差が、所属教職員の資質・能力の差であると受け取られ、ひいては、学校自体の優劣を示すものと、府民に誤解されるおそれがある』ことも非開示とすべき根拠として主張したが、むしろ最近の教育に対する府民の関心の高まりを考えると、実施機関としてはそのような誤解が生じないように教育行政について府民等関係者への説明責任を果たすべきであるから、これを非開示の理由に挙げる実施機関の主張は失当である。」

　　　　　　問題にされているのは、答申では「総合評価の各学校ごとのＳ・Ａ・Ｂの評価分布（人数・％）」で、本件もまさしくこのような評価結果あるいは判定結果に該当する人数を問題にしている。さらに、この答申で失当とされた「・・・、ひいては、学校自体の優劣を示すものと、府民に誤解されるおそれがある」と本件の「各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがある」とは、「優劣」を「よしあし」と言い換えただけであり、本件と同趣旨の理由である。よって、本件においても、これを非開示の理由としてあげることは、上記「大公審答申第２１２号」を意図的に無視するものである。

　　　　ｂ　実施機関の、「情報を公にすると、府立学校長（各市町立学校長）が授業アンケート結果を判定する際に、他校との（同一市町村内の学校や他の市町村の傾向と）バランスを取ろうとするなど授業アンケート結果判定時に、他事考慮を行うおそれがある」（第５の３（１）、ア（府立学校）（イ）、他に（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、イ（市町村教委）（イ）、他に（ウ）（エ）、（オ）、（カ）との主張について

　　　　　【反論】

　　　　　　客観性、公平性、公正性等が要求される本来の「評価」制度の趣旨からすると、一般的には他事考慮の誘因となるような事柄は認められないというのが、本来、実施機関の主張である。校長等「評価者」が評価にあたって他事考慮を行わないよう「評価者研修」でも徹底されているとも主張している。一方、同一の校種や同じ地域では、他校とのある程度のバランスは取られなければならない。たとえば辛めの評価をつける校長がいる学校は、アンバランスとなるおそれがある。このような場合、それを放置したままでは当該の学校の教職員が不利益を被る。その校長が自覚的に自分がずれていることに気づき、評価することが必要である。

そのためには、全体的な状況をオープンにして判定結果や評価結果の人数を公表することは評価者である校長にとって必要な情報である。学校毎にアンバランスが認められた場合、実施機関が特定の校長を呼び出し「指導する」ことは、より「上位の評価者」が「下位の評価者」に対して、職権により「評価」の変更を迫ったものと見なされる可能性もあるから、その場合も全体的な状況をオープンせずには説得的でない。

　　　　　　以上より、実施機関の主張する非開示の理由には、根拠がない。

　　（イ）主に判定あるいは評価の理由、基準、及び指導助言の内容等の記述について

　　　　ａ　「これらの情報（たとえば府立学校長（市町村立学校長）が記載した授業アンケート結果を判定した理由）を公にすれば、他からの批判を恐れて府立学校長（市町村立学校長）が理由を素直に記述することを躊躇し、府立学校長（市町村立学校長）の自由な記述を阻害するおそれがある」（第５の３（１）、ア（府立学校）（イ）、他に（エ）、（オ）、（カ）、イ（市町村教委）（イ）、他に（エ）、（オ）、（カ）との主張について

【反論】

　　　　　　　　これらの情報は、公務として行われている「授業アンケート」、「システム」に関する客観的な情報で、指導助言内容といえども、「システムの手引き」に掲載の「能力評価の基準等」に沿うものであり、府民に対する説明責任はある。校長の記述した理由に対する批判があったとしても、そのこと自体は情報公開制度の趣旨に沿うものである。

　　　　　　　　これらの情報の一部特に理由は既に「検証」の中で公開されているが、それがどのような傾向を代表するのかが判る形ではまとめられていない。それを知るには全体の公開が不可欠である。

付け加えれば、この主張は、判定した根拠となる客観的理由を記載しなければならないのに、理由をどのようにでも書ける余地があることを、認めるものである。このことが教員とのやりとりの中で利用されると、教員に対するパワハラとなり、「評価」制度とは言えないものに変わってしまう。また、生徒や保護者が記入した「授業アンケート」の結果を校長がどのような形で教員の「授業力」評価の判定に用いたのかが一切明らかにされないならば、アンケート回答者であり当事者である生徒や保護者が、今後、同アンケートにどのように向き合えばよいのかを判断することもできない。

　　　　　　　　以上により、請求があれば積極的に開示されるべき情報であり、実施機関の主張には根拠がない。

　　　　ｂ　「府立学校長（市町村立学校長）の具体的な判定基準（あるいは評価基準や評価理由）が記載されており、教員がそのことのみを満たそう（あるいは、満たして高い評価を得よう）と行動するおそれがある」（第５の３（１）、ア（府立学校）（イ）、他に（オ）（評価理由）、（カ）（評価理由）、イ（市町村教委）（イ）、他に（エ）（評価基準）、（オ）（評価理由）、（カ）（評価理由）との主張について

　　　　　【反論】

　　　　　　これらの情報は、公務として行われている「授業アンケート」、「システム」に関する客観的な情報で、判定基準といえども、「システムの手引き」に掲載の「能力評価の基準等」に沿うものであり、府民に対する説明責任はある。

校長の記載した判定基準のみを満たすような行動をした場合、他の面が疎かになり職場で浮くことになる。そうなれば、一人では解決が困難な問題に直面したとき、他の教員からの協力・援助は得ずらく、自分のそのような行動を反省せざるを得ないし、評価を高めようとしたことが評価を下げる結果となる。むしろ、そうならないよう校長等が「評価・育成」する制度ではないのか。

　　　　　　また、「評価・育成システム」全体にも、「授業評価」にも、元々「評価の観点」や「評価項目」が規定されているが、これとは別に「教員がそのことのみを満たそう（あるいは、満たして高い評価結果を得よう）と行動するおそれがある」制度であるならば、「システム」そのものの欠陥を疑うべきである。「授業アンケート」を通じて「評価」の当事者となった生徒や保護者・府民に対して必要な情報を開示できない根拠として、教員がそのような自己中心的な行動をとるおそれがあるからなどという教員を貶めるような理由をあげるなどもってのほかである。

　　　　　　以上により、実施機関が非開示とする理由には、すべて根拠がない。

（３）結論

以上の通り、平成２６年９月１６日付決定通知書（教委職企第１５６０号）における別紙１から３までの「公開しないことと決定した部分」は不当かつ違法であり、「部分非公開」とした部分は取り消されるべきである。

ただし、別添２（添付省略）中、（４）、（６）、（１０）、（１２）、（１５）から（１９）まで、（２１）、（２２）、（２６）から（３０）まで、（３２）、（３３）、別添３（添付省略）中、（３７）、（３９）、（４２）から（４６）まで、（４８）、（４９）、（５３）から（５７）まで、（５９）及び（６０）において、条例第９条第１号に該当する記述については、取り消しから除外する。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

１　教職員の評価・育成システムについて

　　（１）「教職員の評価・育成システム」（以下「システム」という。）は、教職員の意欲と資質能力を高め、教育活動をはじめとする学校の様々な活動を充実し、学校を活性化する方策として、「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成１６年大阪府教育委員会規則第１２号）」（平成２６年４月１日より「大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則」。）及び市町村立学校に勤務する府費負担教職員を対象とした「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」（平成１６年大阪府教育委員会規則第１３号）に基づき、地方公務員法第４０条第１項（「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４６条（「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第４０条第１項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。」）に規定する勤務評定として実施しているものである。

評価結果の給与への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績の判定に活用することとし、職員の給与に関する条例、府人事委員会規則の改正や実施機関による「勤務成績に応じた昇給の取扱いに関する要領」等を制定するなど必要な規定整備を行い、各府立学校長及び各市町村教育委員会に通知し、全ての教職員に周知している。

（２）平成２４年４月に施行された「大阪府立学校条例」において、授業を行う教員の評価は授業に関する評価を含めて行うこと、その授業に関する評価は生徒又は保護者による評価を踏まえることが規定され、市町村立学校に勤務する府費負担教職員に併せ、平成２５年度から生徒又は保護者による授業アンケート結果を踏まえ、教員評価を行うこととなった。

この教員評価の仕組みにあたっては、学校長は生徒又は保護者により回答された授業アンケートの結果を「特段に高い」「標準的」「特段に低い」の３段階で判定し、その結果を踏まえて授業観察や職務行動観察を行った上で、能力評価の評価要素の一つである「授業力」評価を行う仕組みとしている。

２　「平成２５年度『教職員の評価・育成システム』授業アンケート実施に関する状　　　　　況調査」について

（１）本件調査の趣旨

　　　　　本件調査は、府立学校、市町村立学校が平成２５年度に行った授業アンケート結果が教員評価に与えた影響について検証し、今後のシステムのさらなる充実・改善に活用するため、調査を行ったものである。

その結果については、平成２６年８月１１日付けで「授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証について」を取りまとめ、各府立学校、各市町村教育委員会あてに送付している。

（２）トンプソン検定について

授業アンケート結果を踏まえた教員評価を行うにあたっては、学校長は生徒又は保護者により回答された授業アンケートの結果を「特段に高い」「標準的」「特段に低い」の３段階で判定するが、その判定方法は各学校長の判断に委ねているところ、実施機関が各府立学校長、各市町村教育委員会に対し、参考として紹介した判定方法の一つがトンプソン検定である。

なお、トンプソン検定は収集されたデータ群から大きく外れた「外れ値」が存在するかどうかを判定する統計的方法であり、授業アンケート結果に「特段に高い」「特段に低い」データが存在するかどうかを判定するための手法として紹介したものである。授業アンケート結果の判定は学校長の判断で行われるが、データの分布状況によっては判定が困難な場合があることも考えられるため、統計的な手法を用いた判定方法として例示したものである。

３　本件決定の適法性

（１）条例第８条第１項第４号該当性について

条例第８条第１項第４号は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する情報について規定している。

ア　府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中、（１）から（３３）までの非公開部分について

　　　　（ア）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（１）及び（７）は府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった理由、（２）及び（８）は、府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケートの判定方法が記載されている。

授業アンケート結果の判定を行う際にトンプソン検定を実施するか否かは、各府立学校長の判断に委ねられており、各府立学校長が独自の判定を行っている中、これらの情報を公にすると、府立学校長が授業アンケート結果を判定する際に他校とバランスを取ろうとするなど授業アンケート結果の判定時に他事考慮を行うおそれがあるほか、他からの批判を恐れて府立学校長がトンプソン検定を実施しない理由を率直に記述することを躊躇するおそれがある。

また、各府立学校長の具体的な判定基準が記載されており、教員がそのことのみを満たそうと行動するおそれがある。

（イ）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（３）及び（９）は、授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に高い」と検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数（該当者がない場合は「該当者なし」に○印を記載）が記載されている。

また、（５）及び（１１）は、授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に低い」と検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数（該当者がない場合は「該当者なし」に○印を記載）が記載されている。

そして、（４）及び（１０）は、授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に高い」と検定された教員について、教員毎に授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した結果とその理由が記載されており、（６）及び（１２）は授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に低い」と検定された教員について、教員毎に授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した結果とその理由が記載されている。

これらの情報を公にすると、各府立学校において「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した人数が分かり、授業アンケートの判定結果を各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるほか、府立学校長が授業アンケート結果を判定する際に他校とバランスを取ろうとするなど授業アンケートの結果判定時に他事考慮を行うおそれがある。

とりわけ（４）、（１０）、（６）及び（１２）には、各府立学校長が授業アンケート結果を判定した理由が記載されており、これらの情報を公にすれば、他からの批判を恐れて府立学校長が理由を率直に記述することを躊躇するおそれがある。また、各府立学校長の具体的な判定基準が記載されており、教員がそのことのみを満たそうと行動するおそれがある。

（ウ）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（１３）及び（２３）は授業アンケートの結果判定が「特段に高い」場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数（該当者がない場合は「該当者なし」に○印を記載）、（１４）及び（２５）は授業アンケートの結果判定が「特段に低い」場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数（該当者がない場合は「該当者なし」に○印を記載）、（２０）、（２４）及び（３１）は授業アンケートの結果判定が「標準的」場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数（該当者がない場合は「該当者なし」に○印を記載）が記載されている。

これらの情報を公にすると、各府立学校において「授業力」評価の結果、「総合評価の結果」の人数が分かり、「授業力」評価の結果や総合評価の結果が各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるほか、府立学校長が「授業力」評価や総合評価を行う際に他校とバランスを取ろうとするなど他事考慮を行うおそれがある。

（エ）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（１５）は授業アンケート結果を「特段に高い」、「特段に低い」と判定した教員に対する教員毎の授業アンケート結果と指導助言内容、（２６）は授業アンケート結果を一度でも「特段に高い」、「特段に低い」と判定した教員に対する教員毎の授業アンケート結果と指導助言内容が記載されている。

これらの情報を公にすると、府立学校ごとに授業アンケート結果を「特段に高い」「特段に低い」と判定した教員数がわかることから、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるほか、府立学校長が授業アンケート結果を判定する際に他校とバランスを取ろうとするなど授業アンケートの結果判定時に他事考慮を行うおそれがある。

また、個別の教員に対する指導・育成の内容は評価に直結する情報でもあることから、他からの批判を恐れて府立学校長が指導助言内容を率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがある。

（オ）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（１６）は授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「○」「△」「△－」とした場合のその結果と理由、（１８）は授業アンケート結果を「特段に低い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」「◎」「○」とした場合のその結果と理由、（２１）は授業アンケート結果を「標準的」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とした場合のその結果と理由、（２７）は一度でも授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「○」「△」「△－」とした場合のその結果と理由、（２９）は授業アンケート結果を一度でも「特段に低い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」「◎」「○」とした場合のその結果と理由、（３２）は授業アンケート結果を「標準的」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とした場合のその結果と理由について記載している。

これらの情報を公にすると、府立学校ごとに授業アンケート結果を「特段に高い」「特段に低い」と判定した教員数や「授業力」評価結果とその教職員数がわかることから、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるほか、府立学校長が授業アンケート結果を判定する際に他校とバランスを取ろうとするなど授業アンケートの結果判定時や「授業力」評価時に他事考慮を行うおそれがある。

また、他からの批判を恐れて府立学校長が理由欄に率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがある。

さらに、所属する府立学校の学校長の行った「授業力」評価の評価理由が記載されていることから、教員がそのことのみを満たして高い評価結果を得ようと行動するおそれがある。

（カ）府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中の非公開部分のうち、（１７）は授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、勤務成績の評定として用いられる総合評価の結果を「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（１９）は授業アンケート結果を「特段に低い」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」「Ｓ」「Ａ」とした場合のその結果と理由、（２２）は授業アンケート結果を「標準的」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（２８）は授業アンケート結果を一度でも「特段に高い」と判定したが、総合評価の結果を「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（３０）は授業アンケート結果を一度でも「特段に低い」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」「Ｓ」「Ａ」とした場合のその結果と理由、（３３）は授業アンケート結果を一度でも「標準的」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とした場合のその結果と理由について記載している。

これらの情報を公にすると、府立学校ごとに授業アンケート結果を「特段に高い」「特段に低い」と判定した教員数や総合評価結果別の職員数がわかることから、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるほか、府立学校長が授業アンケート結果を判定する際や総合評価を行う際に他校とバランスを取ろうとするなど他事考慮を行うおそれがある。

また、他からの批判を恐れて府立学校長が理由欄に率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがある。

さらに、所属する府立学校の学校長の行った総合評価の評価理由が記載されていることから、教員がそのことのみを満たして高い評価結果を得ようと行動するおそれがある。

イ　市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中、（３４）から（６０）までの非公開部分について

（ア）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（３４）は市町村立学校長がトンプソン検定を実施しなかった理由、（３５）は市町村立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケート結果の判定方法について記載されている。

授業アンケート結果の判定を行う際にトンプソン検定を実施するか否かは、各市町村立学校長の判断に委ねられており、トンプソン検定を実施しない市町村立学校長は独自の判定を行っている中、これらの情報を公にすると、市町村立学校長が授業アンケートの結果を判定する際に他校とバランスを取ろうとするなど授業アンケート結果の判定時に他事考慮を行うおそれがある。

また、他からの批判を恐れて市町村立学校長がトンプソン検定を実施しない理由を率直に記述することを躊躇するおそれがある。

さらに、市町村立学校長の具体的な判定基準が記載されており、教員がそのことのみを満たそうと行動するおそれがある。

（イ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（３６）は授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に高い」と検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数及び該当者がいない学校数、（３８）は授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に低い」と検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数と該当者がいない学校数が記載されており、（３７）は授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に高い」と検定された教員について、教員毎に授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した結果とその理由、（３９）は授業アンケート結果に実施したトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に低い」と検定された教員について、教員毎に授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した結果とその理由が記載されている。

これらの情報を公にすると、各市町村の校種単位で「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した人数が分かり、授業アンケートの判定結果を各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されるおそれがあるばかりか、各市町立学校長が授業アンケートの結果を判定する際に、同一市町村内の学校や他の市町村の傾向とバランスを取ろうとするなど他事考慮を行うおそれがある。とりわけ（３７）及び（３９）には、各市町村立学校長が授業アンケートの結果を判定した理由が記載されており、これらの情報を公にすれば、他からの批判を恐れて市町村立学校長が授業アンケート結果を判定した理由を率直に記述することを躊躇するおそれがある。

また、市町村立学校長の具体的な判定基準が記載されており、教員がそのことのみを満たそうと行動するおそれがある。

（ウ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（４０）は授業アンケート結果を「特段に高い」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者がいない学校数、（４１）は授業アンケート結果を「特段に低い」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者がいない学校数、（４７）は授業アンケート結果を「標準的」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者がいない学校数が記載されている。

また、（５０）は授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者のいない学校数、（５１）は授業アンケート結果が１回でも「標準的」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者のいない学校数、（５２）は授業アンケート結果を１回でも「特段に低い」と判定した場合の「授業力」評価結果、総合評価結果の人数と該当者のいない学校数、（５８）は授業アンケート結果をすべて「標準的」と判定し、「授業力」評価結果を「◎＋」又は「△－」とした教員の総合評価結果の人数と該当者のいない学校数が記載されている。

これらの情報を公にすると、授業アンケート結果と「授業力」評価結果、総合評価結果の分布が分かり、市町村立学校長が「授業力」評価、総合評価を行う際、同一市町村内の学校や他の市町村の傾向とバランスを取ろうとするなど他事考慮を行うおそれがある。

（エ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（４２）は授業アンケート結果を「特段に高い」、「特段に低い」と判定した教員に対する教員毎の指導助言内容、（５３）は一度でも授業アンケート結果を「特段に高い」、「特段に低い」と判定した教員に対する教員毎の指導助言内容が記載されている。

これらの情報を公にすると、各市町村の校種単位で「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した人数が分かり、授業アンケート結果を各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されるおそれがあるばかりか、各市町村の市町村立学校長が授業アンケート結果を判定する際に、同一市町村内の学校や他の市町村の傾向とバランスを取ろうとするなど授業アンケートの結果判定時に他事考慮を行うおそれがある。

また、市町村立学校長の具体的な評価基準が記載されており、教員がそのことのみを満たそうと行動するおそれがある。

さらに、他からの批判を恐れて市町村立学校長が指導助言内容を率直に記述することを躊躇し、市町村立学校長の自由な記述を阻害するおそれがある。

（オ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（４３）は授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「○」「△」「△－」とした場合のその結果と理由、（４５）は授業アンケート結果を「特段に低い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」「◎」「○」とした場合のその結果と理由、（４８）は授業アンケート結果を「標準的」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とした場合のその結果と理由、（５４）は授業アンケート結果を一度でも「特段に高い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「○」「△」「△－」とした場合のその結果と理由、（５６）は授業アンケート結果を一度でも「特段に低い」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」「◎」「○」とした場合のその結果と理由、（５９）は授業アンケート結果をすべて「標準的」と判定したが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とした場合のその結果と理由について記載している。

これらの情報を公にすると、各市町村の市町村立学校長が「授業力」評価を行う際、同一市町村内の学校や他の市町村の傾向とバランスを取ろうとするなど「授業力」評価時に他事考慮を行うおそれがある。

また、「授業力」評価の理由欄には、各市町村立学校長の「授業力」評価理由が記載されており、これらの情報を公にすれば、他からの批判を恐れて市町村立学校長が「授業力」評価理由を率直に記述することを躊躇したり、所属する市町村の学校長の行った評価理由が記載されていることから、教員がそのことのみを満たして高い評価結果を得ようと行動するおそれがある。

（カ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中の非公開部分のうち、（４４）は授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、総合評価の結果を「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（４６）は授業アンケート結果を「特段に低い」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」「Ｓ」「Ａ」とした場合のその結果と理由、（４９）は授業アンケート結果を「標準的」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（５５）は一度でも授業アンケート結果を「特段に高い」と判定したが、総合評価の結果を「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」とした場合のその結果と理由、（５７）は授業アンケート結果を一度でも「特段に低い」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」「Ｓ」「Ａ」とした場合のその結果と理由、（６０）は授業アンケート結果をすべて「標準的」と判定したが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とした場合のその結果と理由について記載している。

これらの情報を公にすると、各市町村の市町村立学校長が総合評価を行う際、同一市町村内の学校や他の市町村の傾向とバランスを取ろうとするなど総合評価時に他事考慮を行うおそれがある。

また、総合評価の理由欄には、各市町村立学校長の総合評価理由が記載されており、これらの情報を公にすれば、他からの批判を恐れて市町村立学校長が総合評価理由を率直に記述することを躊躇したり、所属する市町村の学校長の行った総合評価理由が記載されていることから、教員がそのことのみを満たして高い評価結果を得ようと行動するおそれがある。

（キ）市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中、田尻町の小学校、太子町・河南町・千早赤阪村・忠岡町・田尻町・岬町の中学校、東大阪市・岸和田市の高等学校、八尾市の支援学校については、各市町村の校種別に１校又は２校しかない。（３６）ではトンプソン検定でいずれかの項目が「特段に高い」と検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数及び合計人数を、（３８）ではトンプソン検定でいずれかの項目が特段に低いと検定された教員について、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数及び合計人数を記載している。

上記の学校については市町村の校種別に１校又は２校しかない状況で、それぞれの「該当する教員の人数」、「合計」、「該当者なし」欄を公にすると、市町村立学校ごとに授業アンケート結果を「特段に高い」「特段に低い」と判定した教員数がわかることから、各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがある。

（２）条例第９条第１号該当性について

条例第９条第１号には「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とし、これを公開してはならないものと規定している。

ア　府立学校にかかる回答票「別添２」（添付省略）中、（４）、（６）、（１０）、（１２）、（１５）から（１９）まで、（２１）、（２２）、（２６）から（３０）まで、（３２）及び（３３）の非公開部分について

上記に記載されている内容は、いずれも教員毎に記載を求めるものであり、府立学校毎の回答であることから、特定の教員が識別される可能性がある。

また、各教員の授業アンケートの判定結果、「授業力」評価結果、勤務成績の評定として用いられる総合評価結果及びそれらの判定（評価）理由に関する情報は、人事評価に関する情報であり、たとえ公務員の身分を有する個人に関する情報といえども、その本人にとっては知られたくない内容の情報である。このような情報については、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当するものである。

イ　市町村教育委員会にかかる回答票「別添３」（添付省略）中、（３７）、（３９）、（４２）から（４６）まで、（４８）、（４９）、（５３）から（５７）まで、（５９）及び（６０）の非公開部分について

上記に記載されている内容は、いずれも教員毎に記載を求めるものであり、市町村の校種毎に回答を求めるものであり、特定の教員が識別される可能性がある。また、各教員の授業アンケートの判定結果、「授業力」評価結果、総合評価結果及びそれらの判定（評価）理由に関する情報は、人事評価に関する情報であり、たとえ公務員の身分を有する個人に関する情報といえども、その本人にとっては知られたくない内容の情報である。このような情報については、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当するものである。

４　結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、条例第８条及び第９条に定める事項に該当する場合を除いて、公開しなければならない。

２　異議申立ての対象とされている情報について

　　本件異議申立ての対象とされている情報（以下「本件係争情報」という。）は、本件請求に対応する行政文書である「各府立学校及び各市町村教育委員会からの平成２５年度『教職員の評価・育成システム』授業アンケート実施に関する状況調査回答票」に係る府立学校１９０校分及び市町村教育委員会４３市町村分の回答票に記載された情報のうち、別紙本件決定に係る非公開部分の内容並びに田尻町の小学校、太子町・河南町・千早赤阪村・忠岡町・田尻町・岬町の中学校、東大阪市・岸和田市の高等学校、八尾市の支援学校に係る（３６）及び（３８）のうち、「該当する教員の人数」及び「合計」欄である。

３　本件係争情報に係る具体的な判断及びその理由について

本件係争情報について、実施機関は条例第８条第１項第４号及び第９条第１号の規定に該当すると主張するため、以下、条例第８条第１項第４号及び第９条第１号について検討する。

（１）条例第８条第１項第４号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

本号は、

ア　府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報で　　　　あって、

イ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

　本号の「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動などの事務をいうものである。

　また、本号のおそれのあるものに該当して公開しないことができるのは当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

（２）条例第８条第１項第４号該当性について

　　　当審査会において、本件異議申立ての対象である本件係争情報を見分したところ、当該情報は、各府立学校及び各市町村教育委員会からの「平成２５年度『教職員の評価・育成システム』授業アンケート実施に関する状況調査回答票」（府立学校１９０校分及び市町村教育委員会４３市町村分）に記載された情報のうち、別紙（１）から（６０）までに記載された回答項目に係る情報であり、いずれも上記（１）アの「人事管理の事務に関する情報」に該当する。

　　　次に、（１）イの要件に該当するかどうかについて、審査会において確認した内容に基づいて検討したところ、次のとおりである。

　　　ア　授業アンケート結果の判定時に他事考慮を行うおそれがあるとの主張について

　　　　　実施機関は、（１）から（６０）までの全ての項目について、これらの情報を公にすると、校長がシステムに係る判定や評価等を行う際に他校とバランスを取ろうとするなど他事考慮を行うおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、システムについては「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」及び「大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則」を実施根拠とし、「教職員の評価・育成システム　手引き」に基づいて適切に実施されるべきものとされており、校長等の評価者を対象とした研修を実施するなど、実施機関において評価の公平性、公正性の確保に努めているとのことから、校長が不適切な判定や評価等を行うことを前提とした実施機関のかかる主張については、採用することができない。

　　　イ　教員が判定基準のみを満たそうと行動するおそれがあるとの主張について

　　　　　実施機関は、また、本件係争情報には、具体的な判定基準が記載されており、教員がその基準のみを満たそうと行動するおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　しかしながら、具体的な判定基準が公開され、教員が日々の授業、生徒指導、その他業務においてその基準を満たそうとする行動は、むしろ好ましいことであるともいえ、まして、そのことのみを満たそうとして行動することは、通常、考えにくいことから、実施機関のかかる主張については採用することができない。

　　ウ　別紙記載の回答項目（１）、（２）、（７）及び（８）について

これらの情報について、実施機関に対し事務執行支障について具体的な説明を求めたところ、（１）及び（７）は府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった理由、（２）及び（８）は府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケートの判定方法、校長自身の判定基準を記載しており、これらの情報を公にすると、今後の府立学校長による率直な記述が期待できなくなり、実施機関の情報収集・分析、実施者との意見交換や意見の反映等に支障が生じ、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある、とのことであった。

　　　　これらの情報については、「府立学校、市町村立学校において平成２５年度に行われた授業アンケート結果が教員評価に与えた影響について検証し、今後のシステムのさらなる充実・改善に活用する」という本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。このため、その内容が公開され、さらに今後公開が前提となれば、他からの批判を恐れて府立学校長が率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

エ　別紙記載の回答項目（３）、（５）、（９）、（１１）、（１３）、（１４）、（２０）、（２３）から（２５）まで及び（３１）について

　　　　これらの情報について、実施機関は、公にすることにより、各府立学校において授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した教員の人数とともに、「授業力」評価の結果、「総合評価の結果」の人数が分かり、「授業力」評価の結果や総合評価の結果が各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

オ　別紙記載の回答項目（４）、（６）、（１０）及び（１２）について

　　　　　これらの情報のうち、判定について、実施機関は、公にすることにより、各府立学校において「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した人数が分かり、授業アンケートの判定結果を各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　また、これらの情報のうち、理由について、実施機関は、公にすることにより、他からの批判を恐れて府立学校長が理由を率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報については、本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。このため、その内容が公開され、さらに今後公開が前提となれば、他からの批判を恐れて府立学校長が率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　カ　別紙記載の回答項目（１５）から（１９）まで、（２１）、（２２）、（２６）から（３０）まで、（３２）及び（３３）について

　　　　　これらの情報のうち、評価又は結果について、実施機関は、公にすることにより、府立学校ごとに授業アンケート結果を「特段に高い」「特段に低い」と判定した教員数等がわかることから、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各府立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　また、これらの情報のうち、指導助言の内容又は理由について、実施機関は、公にすることにより、他からの批判を恐れて府立学校長が理由及び指導助言内容等を率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報については、本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。このため、その内容が公開され、さらに今後公開が前提となれば、他からの批判を恐れて府立学校長が率直に記述することを躊躇し、府立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあるとする実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　キ　別紙記載の回答項目（３４）及び（３５）について

　　　　　これらの情報について、実施機関に対し事務執行支障について具体的な説明を求めたところ、（３４）は市町村立学校長がトンプソン検定を実施しなかった理由、（３５）は市町村立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケート結果の判定方法を記載しており、これらの情報を公にすると、今後の市町村立学校長による率直な記述が期待できなくなり、実施機関の情報収集・分析、実施者との意見交換や意見の反映等に支障が生じ、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある、とのことであった。

　　　　　これらの情報については、本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。しかしながら、かかる主張については、記述した校長が特定される場合に限り認められるものであるが、これらの情報については、公にした場合であっても、通常、市町村が特定されるにとどまるものであることから、採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

　　　　　ただし、対象となる学校が市町村の校種別で１校である場合に限り、実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

ク　別紙記載の回答項目（３６）及び（３８）について

　　　（ア）「該当する教員の人数」及び「合計」欄

これらの情報は、トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」又は「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及び該当者がいない学校数であり、田尻町の小学校、太子町・河南町・千早赤阪村・忠岡町・田尻町・岬町の中学校、東大阪市・岸和田市の高等学校、八尾市の支援学校に係るものは、条例第８条第１項第４号に該当するとして非公開とされた。

非公開理由について、実施機関は、これらの学校は「市町村の校種別に１校又は２校」しかなく、当該情報を公開すると、「各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがある」と弁明書において主張していることから、実施機関に対し、該当する市町村の校種別学校数について詳細な説明を求めたところ、これらの学校については、実際は「市町村の校種別に１校」であり、また、いずれの学校も「トンプソン検定を実施していない」とのことであった。

市町村の校種別のトンプソン検定の実施の有無については、本件決定において既に公開されており、また、トンプソン検定を行わなかった場合には当該部分は空欄となることから、当該部分を公開しても「各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれ」はなく、実施機関の主張に理由はない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

　　　（イ）授業アンケート結果（「『授業力』評価票」の結果）「人数」及び「合計」欄

　　　　　　これらの情報は、（ア）トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」又は「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数の内訳となる、授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数であり、全ての市町村の全ての校種について条例第８条第１項第４号に該当するとして非公開とされた。

　　　　　　非公開理由について、実施機関は、当該情報を公開すると、授業アンケートの判定結果を各市町村の校種毎の教育又は各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　　これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による教員の評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されることがないとはいえないとしても、学校が特定されない状況において、具体的に事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、実施機関の主張は採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

　　　　　　なお、校種別で１校である場合においても、（ア）で述べたとおり、実際にトンプソン検定を実施した市町村教育委員会が皆無であったことから、実施機関の主張には理由がない。

　　　ケ　別紙記載の回答項目（３７）及び（３９）

　　　　　これらの情報のうち、判定について、実施機関は、公にすることにより、各市町村の校種単位で「特段に高い」、「標準的」、「特段に低い」と判定した人数が分かり、授業アンケートの判定結果を各市町村の校種毎又は各市町村立学校の教育の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による教員の評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されることがないとはいえないとしても、学校が特定されない状況において、具体的に事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、実施機関の主張は採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

なお、校種別で１校である場合においても、キで述べたとおり、実際にはトンプソン検定を実施した市町村教育委員会は皆無であったことから、実施機関の主張には理由がない。

また、これらの情報のうち、理由について、実施機関は、公にすることにより、他からの批判を恐れて市町村立学校長が理由及び指導助言内容等を率直に記述することを躊躇し、市町村立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報は、いずれも判定の理由が具体的に記述されたものであり、本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。しかしながら、かかる主張については、記述した校長が特定される場合に限り認められるものであるが、これらの情報については、公にした場合であっても、通常、市町村が特定されるにとどまるものであることから、採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

　　　　　なお、校種別で１校である場合においても、キで述べたとおり、実際にはトンプソン検定を実施した市町村教育委員会は皆無であったことから、実施機関の主張には理由がない。

コ　別紙記載の回答項目（４０）、（４１）、（４７）、（５０）から（５２）まで及び（５８）について

実施機関に対し事務執行支障について具体的な説明を求めたところ、これらの情報を公にすることにより、授業アンケート結果を各市町村の校種毎の教育又は各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある、とのことであった。

これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による教員の評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されることがないとはいえないとしても、学校が特定されない状況において、具体的に事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、実施機関の主張は採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

ただし、対象となる学校が校種別で１校である場合に限り、各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　サ　別紙記載の回答項目（４２）から（４６）まで、（４８）、（４９）、（５３）から（５７）まで、（５９）及び（６０）について

これらの情報について、実施機関に対し事務執行支障について具体的な説明を求めたところ、結果又は評価について、公にすることにより、各市町村の校種毎又は各市町村立学校の教育の良し悪しとして誤解されるおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある、とのことであった。

これらの情報は、いずれも生徒又は保護者による評価を踏まえた校長による授業アンケートの判定結果に基づくものであることから、システムについての理解が十分でない場合において、生徒又は保護者による教員の評価に係る情報であるとして、誤った受け止め方がなされることにより、各市町村の校種毎の教育の良し悪しとして誤解されることがないとはいえないとしても、学校が特定されない状況において、具体的に事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、実施機関の主張は採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

ただし、対象となる学校が校種別で１校である場合に限り、各市町村立学校の良し悪しとして誤解されるおそれがあることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　また、これらの情報のうち、指導助言の内容又は理由について、実施機関は、公にすることにより、他からの批判を恐れて市町村立学校長が理由及び指導助言内容等を率直に記述することを躊躇し、市町村立学校長の自由な記述を阻害するおそれがあり、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

　　　　　これらの情報については、本件調査の目的に鑑みれば、重要かつ不可欠な情報であることが認められ、その内容が一般には知られることはないとの前提で作成されるべきものといえる。しかしながら、かかる主張については、記述した校長が特定される場合に限り認められるものであるが、これらの情報については、公にした場合であっても、通常、市町村が特定されるにとどまるものであることから、採用することができない。よって、当該情報については、公開とすることが妥当である。

　　　　　ただし、対象となる学校が市町村の校種別で１校である場合に限り、実施機関の主張は理解することができ、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

シ　本件請求に係る対象情報とされていない情報について

　　実施機関によれば、平成２５年度「教職員の評価・育成システム」授業アンケート実施に関する状況調査回答票は、各府立学校及び各市町村教育委員会が表計算ソフトを利用して電磁的記録により作成したものを実施機関において電磁的記録により管理しており、本件請求に係る対象情報（以下「本件対象情報」という。）は、当該電磁的記録により管理されているものを印字し、紙面により異議申立人に交付したものとのことである。また、各府立学校及び各市町村教育委員会が請求対象となったアンケートに回答させることに当たっては、その回答への負担を軽減させ、かつ、回答に誤りのないようにするため、回答の必要のない設問及び回答欄を表示及び印字させない仕様としているとのことであり、この部分の回答票については本件対象情報に含めていないとのことであった。

ただし、（３６）及び（３８）の回答項目については、市町村の校種別の全ての学校においてトンプソン検定を実施していない場合は、当該回答項目に回答する必要がないため、当該仕様により本件対象情報に含めないこととされることになるが、市町村の校種別に１校の場合の回答票については、当該回答項目に回答する必要がないにもかかわらず、本件決定を行うために、仕様外に、マスキングを施した上で印字し、本件対象情報としたとのことであった。

すなわち、トンプソン検定を実施していない市町村の校種別に１校の場合の回答票の当該部分は本件対象情報として特定し、一方で、トンプソン検定を実施していない市町村の校種別に複数校の回答票当該部分は本件対象情報して特定していないとのことである。

市町村の校種別に１校の当該部分について、空欄ではあるが本件対象情報として特定したものであるならば、市町村の校種別に複数校の当該部分について本件対象情報として特定しないこととする理由はない。さらに、（３６）及び（３８）以外の回答項目のうち、各府立学校及び各市町村教育委員会が回答していないことから本件対象情報としなかった部分についても、同様に、本件対象情報として特定しないこととする理由はない。

よって、実施機関は、当該情報についても本件対象情報として特定し、本答申を踏まえ、公開又は非公開の判断を行うべきである。

　（３）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号はこのような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

本号は、

ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

（４）条例第９条第１号該当性について

実施機関は、（４）、（６）、（１０）、（１２）、（１５）から（１９）まで、（２１）、（２２）、（２６）から（３０）まで、（３２）、（３３）、（３７）、（３９）、（４２）から（４６）まで、（４８）、（４９）、（５３）から（５７）まで、（５９）及び（６０）のうち、特定の個人が識別され得る情報については、各教員の授業アンケートの判定結果、「授業力」評価結果、総合評価結果及びそれらの判定（評価）理由に関する情報は、人事評価に関する情報であり、たとえ公務員の身分を有する個人に関する情報といえども、その本人にとっては知られたくない内容の情報であり、また、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第９条第１号に該当するものであると主張する。

これらの情報については、個人の人事評価に関する情報であることから、（３）アに該当する。また、これらの情報については、府立学校ごと又は市町村の校種ごとに記載されており、個人の氏名、役職、担当や就業状況等の記載から、教員、保護者、生徒など日頃から接する機会のある者が見ると、特定の個人を識別され得る可能性は否定できないことから、（３）イに該当する。さらに、これらの情報については、人事評価に関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、（３）ウに該当する。

以上から、これらの情報については、（３）アからウまでに該当することから、特定の個人が識別され得る部分に限り、非公開とすることが妥当である。

（５）その他の主張について

　　ア　異議申立人は、反論書において、大公審答申第２１２号事案の「第六 審査会の判断理由」における付言を根拠として、本件決定が不当である旨主張している。

しかしながら、当該事案の対象情報はシステムに授業アンケートが導入される以前に学校長等が行った評価の結果を集計したものであり、授業アンケート結果等が含まれた評価結果の内容を詳細に調査している本件異議申立てに係るものとは異なることから、当該事案における付言を直ちに本件異議申立てに適用することは困難であり、異議申立人の主張については採用することができない。

　　　イ　その他異議申立人は、異議申立書及び反論書において、本件係争情報の公開の必要性等縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

４　結　論

以上のとおりであるから、本件異議申立ては、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　北村　和生、小原　正敏、有澤　知子、三成　美保

別紙

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 対象※ | 本件決定に係る非公開部分の内容 | 備考 |
| （１） | 府立学校 | 府立学校長が授業アンケート結果に対してトンプソン検定を実施しなかった理由 | 第１回目の授業アンケート |
| （２） | 府立学校 | 府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケート結果の判定方法 | 第１回目の授業アンケート |
| （３） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない場合の記載 | 第１回目の授業アンケート |
| （４） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に低い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 | 第１回目の授業アンケート |
| （５） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない場合の記載 | 第１回目の授業アンケート |
| （６） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に高い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 | 第１回目の授業アンケート |
| （７） | 府立学校 | 府立学校長が授業アンケート結果に対しトンプソン検定を実施しなかった理由 | 第２回目の授業アンケート |
| （８） | 府立学校 | 府立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケートの判定方法 | 第２回目の授業アンケート |
| （９） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない場合の記載 | 第２回目の授業アンケート |
| （10） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に低い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 | 第２回目の授業アンケート |
| （11） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない場合の記載 | 第２回目の授業アンケート |
| （12） | 府立学校 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に高い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 | 第２回目の授業アンケート |
| （13） | 府立学校 | 授業アンケート結果の判定を「特段に高い」と判定された教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 |  |
| （14） | 府立学校 | 授業アンケート結果の判定を「特段に低い」と判定された教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 |  |
| （15） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と判定された教員に対する教員ごとの授業アンケート結果及びそれに対する指導助言の内容 |  |
| （16） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「特段に高い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「○」、「△」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （17） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「特段に高い」と判定されたが、総合評価の結果を「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」された教員がいる場合における、教員ごとの総合評価の評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （18） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「特段に低い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」、「◎」又は「○」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （19） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「特段に低い」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」、「Ｓ」又は「Ａ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの総合評価の評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （20） | 府立学校 | 授業アンケートの結果を「標準」と判定されたが、「授業力」評価結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 |  |
| （21） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （22） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とした教員がいる場合における、総合評価結果及びその理由 |  |
| （23） | 府立学校 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 | 第１回目の授業アンケートの結果が「特段に高い」もの |
| （24） | 府立学校 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 | 第１回目の授業アンケートの結果が「標準」のもの |
| （25） | 府立学校 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 | 第１回目の授業アンケートの結果が「特段に低い」もの |
| （26） | 府立学校 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」又は「特段に低い」と判定された教員がいる場合における、教員ごとの授業アンケート結果（第１回及び第２回）及びそれに対する指導助言の内容 |  |
| （27） | 府立学校 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「○」、「△」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （28） | 府立学校 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」と判定されたが、総合評価の結果を「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （29） | 府立学校 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に低い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」、「◎」又は「○」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （30） | 府立学校 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に低い」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」、「Ｓ」又は「Ａ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （31） | 府立学校 | 授業アンケート結果を２回とも「標準」と判定されたが、「授業力」評価結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数該当者がいない場合の記載 |  |
| （32） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （33） | 府立学校 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの総合評価結果及びその理由 |  |
| （34） | 市町村教育委員会 | 市町村立学校長が授業アンケート結果に対してトンプソン検定を実施しなかった理由 |  |
| （35） | 市町村教育委員会 | 市町村立学校長がトンプソン検定を実施しなかった場合の授業アンケート結果の判定方法 |  |
| （36） | 市町村教育委員会 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない学校数 |  |
| （37） | 市町村教育委員会 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に高い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に低い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 |  |
| （38） | 市町村教育委員会 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、検定された項目数ごとの該当する人数及びその内訳の授業アンケート結果を「特段に高い」、「標準」又は「特段に低い」と判定された教員の人数該当者がいない学校数 |  |
| （39） | 市町村教育委員会 | トンプソン検定でいずれかのアンケート項目について「特段に低い」と検定された教員がいる場合における、授業アンケート結果を「標準」又は「特段に高い」と判定された教員ごとの判定及びその理由 |  |
| （40） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に高い」と判定された教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がいない学校数 |  |
| （41） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に低い」と判定された教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がいない学校数 |  |
| （42） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と判定された教員に対する教員ごとの授業アンケート結果及びそれに対する指導助言の内容 |  |
| （43） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に高い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「○」、「△」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （44） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に高い」と判定されたが、総合評価の結果を「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの総合評価の結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （45） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に低い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」、「◎」又は「○」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （46） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「特段に低い」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」、「Ｓ」又は「Ａ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの総合評価の評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （47） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がいない学校数 |  |
| （48） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （49） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を「標準」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、総合評価結果及びその理由 |  |
| （50） | 市町村教育委員会 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がない学校数 | 第１回目の授業アンケートの結果が「特段に高い」もの |
| （51） | 市町村教育委員会 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がない学校数 | 第１回目の授業アンケートの結果が「標準」のもの |
| （52） | 市町村教育委員会 | 授業アンケートを２回行い、授業アンケート結果を「特段に高い」又は「特段に低い」と１回でも判定された教員がいる場合における、第２回目の授業アンケート結果ごとの「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者がない学校数 | 第１回目の授業アンケートの結果が「特段に低い」もの |
| （53） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」又は「特段に低い」と判定された教員がいる場合における、教員ごとの授業アンケート結果（第１回及び第２回）及びそれに対する指導助言の内容 |  |
| （54） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「○」、「△」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （55） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に高い」と判定されたが、総合評価の結果を「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （56） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に低い」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」、「◎」又は「○」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （57） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果を１回でも「特段に低い」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」、「Ｓ」又は「Ａ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの評価結果（業績、能力及び総合）及びその理由 |  |
| （58） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果をすべて「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、「授業力」評価結果及び総合評価結果ごとの該当する人数並びに該当者のいない学校数 |  |
| （59） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果をすべて「標準」と判定されたが、「授業力」評価の結果を「◎＋」又は「△－」とされた教員がいる場合における、教員ごとの「授業力」評価及びその理由 |  |
| （60） | 市町村教育委員会 | 授業アンケート結果をすべて「標準」と判定されたが、総合評価の結果を「ＳＳ」又は「Ｃ」とされた教員がいる場合における、教員ごとの総合評価結果及びその理由 |  |

※：本件調査における回答の対象